○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和８(2026)年11月24日

栃木県知事　福田　富一

1　入札に付する事項

(1) 案件名及び数量　　県有財産（金地金）売払い　５本
(2) 入札動産の特質等　金地金（田中貴金属工業株式会社製）　１kg（１本あたり）
(3) 動産の引渡し　　売買金額の納入日以後で落札者と本県が協議により定めた日
(4) 引渡し場所　　本県が指定する場所

2　競争入札に参加する者（以下、「入札者」という。）に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成８年栃木県告示第 105 号）に基づき、「大分類：K その他の物品、小分類：４ 宝飾、き章」又は「大分類：L 資源回収、小分類：１ 古物」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 入札参加申請日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年３月 12 日付け会管第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許又は許可を受けていること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。

(6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(7) ４に記載している競争参加資格確認申請及びこれと併せて提出を求める関係資料について、指定した期日までに提出した者であること。

(8) 入札保証金を納入期限までに全額納入した者であること。

３　入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田1-1-20　栃木県庁舎本館13階南側K

栃木県県土整備部監理課　企画調整担当(総務)

電話番号：028-623-2387　FAX：028-623-2392

メールアドレス：kanrika@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札説明書等の公開期間及び公開方法

入札公告日から入札書提出期限まで、栃木県ホームページ上で公開する。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和８(2026)年12月18日（金）　午前10時

※受付は午前９時30分から午前10時まで(厳守)

本県指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入すること。

イ 場所　栃木県庁舎東館３階入札室２（予定）

(4) 開札の日時及び場所

入札書投入完了後、その場で直ちに開札

(5) 入札の方法

１の(1)の案件名及び数量について、買取率を提示する。

※買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込)」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。

あらかじめ本県が定めた最低買取率（100%）を下回る入札は無効とする。

(6) 入札書の記載方法等

買取率（%）を小数点以下第２位まで記載すること。

(7) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(8) ４(5)の通知受領後に入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を提出すること。

４　入札者に要求される事項

(1) 競争参加資格確認申請

入札への参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び次に定める関係資料を提出し、審査を受けなければならない。審査の結果、競争入札参加資格を有する者と判断された入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(2) 競争参加資格確認申請書と併せて提出を求める関係資料

ア 入札保証金等返還請求書 兼 口座振替依頼書

イ 誓約書

ウ 古物商許可証の写し

(3) 競争参加資格確認申請書及び関係資料の提出期限並びに提出方法

令和８(2026)年12月７日（月）　午後５時

上記期限までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けることとする。

(4) 提出場所

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田1-1-20　栃木県庁舎本館13階南側K

栃木県県土整備部監理課　企画調整担当(総務)

(5) 審査結果の通知期限及び通知方法

令和８(2026)年12月10日（木）

上記期限までに書面により通知する。

5　入札参加に係る質問及び回答

(1) 質問期限及び質問方法

令和８(2026)年11月27日（金）　午後５時

上記期限までに電子メールにより質問すること。

メールアドレス：kanrika@pref.tochigi.lg.jp

(2) 質問及び回答の一斉公開期限並びに公開方法

令和８(2026)年12月２日（水）

上記期限までに栃木県ホームページ上で公開する。

(3) 質問及び回答の一斉公開範囲

質問者に関する情報を除き、質問及び回答の内容をすべて公開する。

6　その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

下記の金額を県が発行する納入通知書により納付すること。

ただし、納入通知書による納付が困難な場合は、栃木県財務規則（平成７年栃木県規則第12号。以下、「規則」という。）第143条第２項第１号から第３号までに規定する有価証券を担保として提供することをもって代えることができる。

ア 入札保証金

下表の金額を令和８(2026)年12月17日（木）までに納付すること。

なお、この入札保証金には利子を付さない。

入札保証金
6,000,000 円

イ 契約保証金

契約金額として見積もる金額の100分の10の金額（入札保証金として納入した金額を控除した金額）を令和８(2026)年12月25日（金）までに納付すること。

なお、この契約保証金には利子を付さない。

※「契約金額として見積もる金額」は、田中貴金属工業株式会社が落札日の午前９時30分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率（%）及び重量を乗じた額の合計額とする。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

・入札に参加する資格のない者の入札書
・同一の入札について２者以上の代理をした者のした入札
・同一の入札について他の入札者の代理をした者のした入札
・同一の入札について同一の入札者が２通以上した入札
・記載事項が不明瞭で判読できない入札

・記名押印又は訂正印を欠く入札
・買取率を訂正した入札
・買取率、氏名その他入札要件を確認できない入札
・入札書の買取率欄に複数の買取率の記載や数字又は％表記以外の記載のある入札
・入札に際して虚偽又は不正の行為があった者のした入札
・最低買取率を下回る買取率の入札をした者の入札
・その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定方法
ア 開札の結果、本県が事前に定めた最低買取率以上の買取率をもって入札を行った者のうち、最高買取率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
イ 落札となるべき同買取率の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者（代理人の場合は代理人）がくじを引き落札者を決定する。
ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。
(4) 契約書作成の要否　　要
本契約は、栃木県電子契約実施要領（令和６年４月１日施行）に定める立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（落札者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、落札者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、落札者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
(5) 再入札
ア 入札は２回目まで実施できるものとする。１回目の入札が不調となり、２回目の入札を実施する場合は、応札者に対し、即時に２回目の入札の実施について通知する。
　入札者は、入札用封筒に２回目の入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入すること。
イ ２回目の入札も不調となった場合は、最高買取率で入札した者との協議に移行することができるものとする。
(6) 開札結果の通知
開札に立会った者に対し、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札買取率を通知する。
(7) その他
ア この入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号の規定による栃木県議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、栃木県議会の議決を経た上で契約を確定する。
イ 落札者の決定後、落札者が電子契約に同意する場合は、栃木県電子契約実施要領に定める電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。なお、栃木県電子契約実施要領等は、県ホームページ上に掲載する。
　URL https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/denshikeiyaku.html
　ホーム ＞ 県政情報 ＞ 情報通信 ＞ 電子行政サービス
　　＞ 栃木県電子契約サービス（物品・役務）
ウ 詳細は入札説明書による。

（栃木県県土整備部監理課）